

広島県告示第七百六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
山本五丁目二七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡	市	町	地番	標柱番号
広島市	安佐南区	山本五丁目	三九番九 一五番二六六 一五番二二二 三九番六	標柱一号 標柱二号及び三号 標柱四号から七号まで及び九号 標柱八号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
下土師地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡	市	町	大字	字	地番	標柱番号
安芸高田市	八千代町	土師	氏之木 武士ヶ城 沖ノ原	一一五番二 一三番一 六番一 六番二 八八番七 一一九番 一一七番六 一一一番五	標柱一号 標柱二号 標柱三号から五号まで 標柱六号 標柱七号 標柱八号 標柱九号 標柱一〇号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東川原石一三地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成八年十二月十九日広島県告示第千二百五号で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱三号及び四号は同告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

郡	市	町	地番	標柱番号
呉市		東川原石町	一六四番一	標柱一号
			一六一番三地先市道敷	標柱二号
			一五九番地先市道敷	標柱三号
			一九一番	標柱四号
			一八九番地先市道敷	標柱五号
			一六四番一	標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東畑一丁目一三地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を平成十三年一月十五日広島県告示第五十一号で指定した土地に沿って結んだ線、標柱十一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱十号及び十一号は同告示で指定した土地に存する標柱三号及び一号と同一とする。

郡	市	町	地番	標柱番号
呉市		東畑一丁目	一一七番一	標柱一号及び一三号
			一一九番	標柱二号から五号まで及び一一号
			一二二番地先道路敷	標柱六号
			一二二番	標柱七号及び八号
			一一一番六	標柱九号
			一二〇番四	標柱一〇号

	一一七番一	標柱一二号
--	-------	-------

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

上長迫八地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を昭和六十二年三月三十日広島県告示第三百四十四号で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱五号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存し、標柱六号は同告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線上に存するものとする。

呉市	郡市	町	地上長迫町	地番	標柱番号
				一四二番	標柱一号
				一五四番	標柱二号
				一五二番三	標柱三号
				一五三番一	標柱四号
				一五五番	標柱五号
				一四一番	標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

倉ノ内B地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

尾道市	郡市	町	山波町	字	地番	標柱番号
				緩キイシ	一八九一番地先水路敷	標柱一号
				小倉ノ内東	一八六七番一 一八六七番二	標柱二号
				小倉ノ内	一八六五番一 一八六五番二	標柱三号
					一八六四番	標柱四号
					一八六二番	標柱五号

緩キイシ		倉ノ内新涯	浜田倉ノ内	
一八九一番	一八九三番一	一九〇〇番一	甲三三一番一	標柱六号及び七号
				標柱八号
				標柱九号
				標柱一〇号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

荏安地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市		町		大字		字		地番		標柱番号	
三原市		沼田西町		松江		岡地		一八七番五〇		標柱一号	
沼田西町		本郷町		南方		福禮		一三三二番		標柱二号及び三号	
松江		福禮		福禮		福禮		一三三二九番		標柱四号	
岡地		福禮		福禮		福禮		一〇三二番一		標柱五号及び六号	
福禮		福禮		福禮		福禮		五六三二番		標柱七号	
福禮		福禮		福禮		福禮		一〇三二番六		標柱八号及び九号	
岡地		福禮		福禮		福禮		一八七番五一		標柱一〇号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

大迫地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市		町		大字		字		地番		標柱番号	
福山市		沼隈町		下山南		大迫		七九〇番一		標柱一号及び八号	
						大迫谷山崎		一七六番一		標柱二号	
								一八二番二		標柱三号	

大迫谷			
八三四番一	八六〇番一	八九二番	一七七番一
標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱四号